

通達甲（備．備１．現２）第５号
平成１３年９月２０日
存 続 期 間

各 所 属 長 殿

警 備 部 長

警視庁警備現場広報実施要綱の全部改正について

このたび、別添のとおり、警視庁警備現場広報実施要綱の全部を改正し、平成１３年１０月１日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おつて、警視庁警備現場広報実施要綱の制定について（昭和４４年４月１８日通達甲（備．備１．現２）第２号）は、廃止する。

記

改正の趣旨

警備事象や警備を取り巻く環境の変化に伴い、適切かつ効果的な警備現場広報活動を実施するために、要綱の全部を改正するものである。

別添

警視庁警備現場広報実施要綱

（目的）

この要綱は、各種警備現場における広報活動の適切かつ効果的な実施を図るために、必要な事項を定めることを目的とする。